

盛岡市立保育所民営化計画の見直しに係るパブリックコメントの実施結果について

盛 岡 市

盛岡市立保育所民営化計画の見直しについて、次のとおり市民の皆さんから意見を募集したところ、35人及び4団体から119件の意見が寄せられました。御意見をいただいた皆さんに厚くお礼を申し上げます。

このたび、お寄せいただいた意見と、それに対する盛岡市の回答を取りまとめましたので、公表します。

1 募集期間

令和7年2月15日（土）から令和7年3月6日（木）まで

2 募集方法

盛岡市公式ホームページの応募フォーム、郵便、ファクス及び持参

3 お寄せいただいた意見の件数

(1) 提出者数

個 人	団 体
35人	4団体

(2) 意見数

種 別	意見数
民営化計画の見直し・民営化方式への反対	28件
全園民営化への反対、公立保育所存続	50件
保育関係者をはじめとする幅広い市民で協議をし直すべき	5件
保育士の配置基準の見直し、保育職員の賃金労働条件の改善、保育施設改善に係る予算の大幅の充実	33件
その他	3件
計	119件

※ 提出意見の中には、複数の内容が含まれているものもあるため、提出者数と意見数は一致しておりません。

4 反映区分

- A：計画等に盛り込むもの・・・・・・・・・0件
- B：計画等に盛り込み済みのもの・・・・0件
- C：計画等に盛り込まないもの・・・・67件
- D：その他、要望・意見・感想等・・・・52件

5 お寄せいただいた意見と市の考え方

No.	意見の内容	市の考え方	反映
1	<p>「統合」の意味するところが保育方針、歴史などの継承を含むものか、或いはあくまで「在籍園児の受け入れのみに留まるもの」なのかが読み取れませんでした。</p> <p>わざわざ民営化として民間法人からの公募を受けなくても、行政側の手続きのみで済むように「一定年数経過後に閉園＋以降の新入園児の募集停止」という選択肢であっても良いと思いますが、この案はなく統合としたのはなぜでしょうか。</p> <p>統合方式の期間を最長4年としているようですが、4年も経てば在籍園児のほとんどは卒園する年齢となります。今後速やかに新入園児募集停止とすれば、敢えて民営化（統合）などとせずとも良いと思われまます。特にも年度始めにおける0歳児の新規入所者の全体数が年々減少しているため、4年も経過すれば近隣園の定員枠を増やさずとも定員割れをしている園が多くなると思われまます。</p> <p>在籍園児の転園希望を募ることや、受け入れ施設側の定員の弾力化の要件を一時的に緩和する対応などの方法を加えて、行政にも受け入れ側にも負担がないような方法とすることの検討をお願いします。</p>	<p>統合方式を民営化の方法に追加したことについては、保育需要は減少傾向にあります。その推移は比較的緩やかであることから、現在の地域の保育需要と供給体制のバランスや、保護者の利便性を踏まえ、新入園児を受け付けながら一定期間経過後、在園児の受入れにより2園を1園に統合する方法が、現状で最適であると判断したものです。</p> <p>また、移管までの期間は、民営化する園の公表時に在園する児童が、卒園を迎えるまでの期間を確保するため、4年を標準としておりますが、保護者と移管先法人、市との三者合意のもと、前倒しすることも検討しております。</p> <p>なお、統合に当たっては、引継ぎ保育等を通じ、公立保育所の保育内容や文化を継承するほか、地域の保育需要の推移を確認しながら、民営化対象保育所の在園児の転園や、受け入れ施設側の定員の弾力化の対応等を含め、受け入れ側に極力負担がかからないよう、保護者や移管先法人と相談しながら検討してまいります。</p>	C
2	<p>（市内の特定の公立保育所について）保育園の民営化をすぐにでも進めるべき。</p> <p>当該保育所の民営化の移行事業者になり、併せて、老朽化した自施設の整備を実施し、盛岡市のインクルーシブ保育の</p>	<p>公立保育所の民営化については、「盛岡市立保育所民営化計画」に基づき策定する「民営化実施計画」により、これまで1期2～3園ずつの民営化を進めており、今後においても、同実施計画に基づ</p>	C D

	<p>実現に寄与したい。</p>	<p>き計画的な民営化に取り組んでまいります。</p> <p>なお、民営化の時期や対象保育所については、施設の老朽化や近隣の保育所の状況、地域の就学前児童数の状況等を踏まえ選定してまいります。</p>	
3	<p>民営化計画の改訂版において「民営化計画と現状との乖離点」を挙げながら、盛岡市から公立保育園をなくす方針を変えないのは大きな矛盾です。「盛岡市立保育所民営化計画・第5次民営化実施計画（案）」の策定はやめ、民営化計画自体の撤廃を求めます。</p>	<p>今回の見直しは、民営化計画を円滑に進めるため、現状と計画内容を検証し、民営化の方法や移管条件を現状に即した内容に改定したものです。</p> <p>公立保育所については、「盛岡市立保育所民営化計画」に基づき、計画的な民営化を基本としておりますが、今般の検証の結果、新たな諸課題が顕在化したことから、第5次民営化実施計画期間中に、保育関係者の意見を丁寧に聞きながら、公立保育所のあり方も含め対応策について検討してまいります。</p>	C
4	<p>民営化計画が保育関係者等の意見を取り入れずに進められてきたことに問題を感じています。民営化計画の見直しをするならば、保育関係者をはじめとする幅広い市民で協議をし直すべきです。</p> <p>保育現場の実態と声を見無視して進める方針には反対します。計画は一旦凍結し、地域の中にある保育・福祉の要求に耳を傾けていただくよう要望します。</p>	<p>「盛岡市立保育所民営化計画」の見直しに当たっては、盛岡市社会福祉審議会児童福祉分科会の委員の皆さまから御意見をいただいたほか、市内保育関係者や公立保育所園長会から意見を伺い進めてきたところです。</p> <p>今後においても、計画的な民営化を基本としつつ、保護者や保育関係者の御意見や、保育ニーズなどの状況の変化を踏まえながら進めてまいります。</p>	C

5	<p>これまでの「民間移管方式」に加え、「統合方式」「分園運営方式」が加わり、民営化どころか単に公立保育園の廃止、もしくは統廃合計画ではないか。民営化と保育の質の向上を並行していくことは、今保育現場で働いている側の考えとしては困難だと考えます。民営化ありきであれば、保育の充実に向かわず、質の低下を起こし、園児も職員も減ってってしまうのではないのでしょうか。</p>	<p>統合方式、分園運営方式については、これまでと同様に、引継ぎ保育等を実施し、保護者の御意見・要望等を取り入れながら、公立保育所の保育内容や文化を継承するほか、移管後においても、訪問指導や保護者・事業者・市による三者懇談会を実施し保育内容を逐次確認するとともに、保護者アンケートを実施し運営状況の評価を行うなど、保育の質の維持・向上に取り組んでまいります。</p>	C
6	<p>今回の「盛岡市立保育所民営化計画（改訂版）」案の目的では、「この計画は、市の公立保育所を民営化する際の基準を定め、市民、事業者へ広く示すことになり、民営化に対する保護者や市民の不安を解消し、円滑な民営化を図るとともに、優良な事業者に参入を促し、安定的継続的な保育所運営を目指すこと」となっていますが、これまでの民営化対象園での募集法人の多くは3法人以下であり、第4次民営化実施計画に至っては、2園が1法人しか応募ない状況です。この目的だけ見ても、民営化計画が既に破綻していると考えます。</p>	<p>民営化計画の見直しに当たっては、令和6年10月に市内保育事業者に対し、意向調査を実施し、施設整備を伴わない民営化の方法に対して、応募する意向が複数あったことから、新たな方法として、「統合（在園児受入れ）方式」及び「分園運営方式」を設けるものです。</p>	C

7	<p>「民営化計画（改訂版）」案で述べているように、少子化や保護者の就労形態の多様化などの社会情勢の変化や災害等非常事態への対応など、多くの課題がある中、公立保育所の果たす役割がますます重要になっています。働き方の変化に伴う子どもたちへの対応や配慮、発達支援、子育て支援、虐待対策など、専門機関からの情報がいち早く届く行政の利点を活かし、迅速に対応できるのが公立保育所であると考えます。</p> <p>公立保育所ではこれまで、2019年の「10連休」対応、「こども誰でも通園制度」の試行「医療的ケア児」対応、午後8時まで延長保育は全園で実施しています。公的に率先して医療的ケア児の受け入れや、休日保育も公立保育所でこそやってほしい。公立保育園には、自分たちが住んでいる自治体が自分たちの子どもをどのように育てようと考えているか「アンテナショップ」のような役割があるのではないのでしょうか。全園民営化計画を進めていくことは子どもの健全な発達保障という大切な視点と保育責任が置き去りにされているような気がします。</p> <p>公立保育園の全園民営化方針を直ちに直視し、公立保育所の存在を堅持すべきです。</p>	<p>医療的ケア児等の受け入れや災害等非常事態への対応など、近年の保育環境を取り巻く状況の変化において、今後の本市の保育行政を進める上での喫緊の課題と捉えておりますので、第5次民営化実施計画期間中に、公立保育所のあり方を含め検討するとともに、休日保育等を公的に率先して行うことについては、保護者のニーズを踏まえながら必要な対応策を検討し、子どもの健全な発達と保育責任が置き去りにならないよう、努めてまいります。</p>	C
---	--	---	---

8	<p>全園委託化は、児童福祉法第24条第1項の立場から市として保育事業への責任の放棄につながる。</p> <p>少子化のもと市内全域の保育（施設の配置・定数管理等）のあり方について中長期的な方針こそ急ぐべきである。</p>	<p>児童福祉法第24条第1項における市町村の保育の実施義務については、私立保育施設との協力の下、保育の需要に応じた入所調整を行い、必要な保育を確保するための措置を講じておりますことから、民営化後においても、同様に満たしているものであります。</p> <p>また、「盛岡市こども計画」において、令和7年度から11年度までの保育所等のニーズの見通しを立て、計画の進捗管理の中で需給バランスを確認することとしておりますので、引き続き保育所等の安定的な運営が維持されるよう、関係者等から御意見を伺いながら、適正な定員管理に努めてまいります。</p>	D
---	---	---	---

9	<p>保育園を新たに民営化することについては、少子化により数を増やす必要がないので反対です。</p> <p>しかし、保育士不足により、私立保育園だけでは対応が厳しい事業は、公的な子育て支援事業として残していくべきだと考えます。要望としては下記のとおりです。</p> <p>①休日保育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員配置が難しい（振休等） ・慣れない場所での受け入れとなり、子ども、保護者、保育士の負担が大きい <p>②こども誰でも通園制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希望者の予測がつかないところに保育士一人配置する余裕がない ・様々な子育て支援を総合的に盛岡市子育てセンターとして柔軟に対応していくと、本当の意味で、必要な様々な支援を行うことができると思う。例えば、一時預かり、ベビーシッター、家事手伝いなど（産後ケア等） <p>③医ケア児の受け入れ</p> <p>看護師が在中し、各保育園に遊びに行き交流を図るなどの取り組みを行う。</p> <p>④お試し保育</p> <p>入園前に、必要なお子さんは、3月中に何日か通い、市の専門員がついて判断してもらう。</p>	<p>民営化後の定員については、移管後の定員を下回らないことを条件としておりましたが、御意見のとおり少子化が進んでおりますので、今回の見直しにおいて、近隣地域の就学前児童数を勘案しながら決めることとしております。</p> <p>また、私立保育所だけでは対応が厳しいと御指摘の事業のあり方については、第5次民営化実施計画期間中において、保育関係者や保護者の意見を丁寧に聞きながら、公立保育所のあり方も含め、対応策を検討してまいります。</p>	C
---	--	--	---

10	<p>私の園は民営化をうけた園です。</p> <p>休日保育、8時（20時）までの2時間延長保育など、保護者の就労を支えるという、民営化をうける条件も見直しがかかり、実際に利用する保護者も保育をする私達も不安も大きいです。</p> <p>本来、盛岡市の公の責任で休日保育を必要とする方、延長を必要とする方を保育することが望ましいと思います。</p> <p>今ある、公立園を残し、市としての責任をしっかりと果たしてほしいと思います。</p> <p>私立保育園の法人・園努力では、保育士も大事な子どもたちも守れません。</p>	<p>市内の保育所等は、公立・私立の区別なく、子どもたちのために、必要な保育の機能や質の確保を図りながら、保育を提供する役割を担っていただいております。</p> <p>今後も、子どもの最善の利益のため、市が責任を持って、必要とする全ての子どもへの保育の提供と、質の向上に取り組んでまいります。</p> <p>また、公立保育所のあり方については、第5次民営化実施計画期間中において、検討してまいります。</p>	C
11	<p>私は盛岡市立保育所民営化計画に反対です。</p> <p>公立保育園の民営化は、それを受け入れる民間保育園への負担が大きく、ますます厳しい状況の中、保育することになってしまいます。</p>	<p>民営化の実施に当たっては、引き続き保育に係る費用や移管前後の人件費の補助により、移管先法人の負担を少なくしながら、円滑な民営化を実施してまいります。</p>	C
12	<p>今必要なのは保育士の配置基準の見直し、保育職員の賃金労働条件の改善、保育施設改善に係る予算の充実であり、公立保育園の民営化はその方向に大きく逆行するものだと思います。</p>	<p>保育士の配置基準の見直し、保育職員の賃金労働条件の改善、保育施設改善に係る予算の充実については、中核市市長会等を通じて、国に引き続き要望するとともに、盛岡市私立保育所協会等の意見を伺いながら、保育施設の安定的な運営のため、必要な支援に取り組んでまいります。</p>	D

13	<p>市として子育て行政を行うのであれば民営化するのではなく、市として保育に主体的に取り組んでもらいたいです。子育て中の市民の安心を守ってもらいたいです。</p> <p>「子ども誰でも通園制度」は現状民間の保育所では人員もスペースも足りません。国として市として責任をもって取り組んで欲しいです。</p>	<p>市内の保育所等は公立や民間の区別なく、必要な保育の機能や質の確保を図りながら、保育を提供する役割を担ってきており、今後においても、子育て世帯の安心を第一に、民間の保育所等と連携し市内の保育環境の充実を図りながら、主体的に保育行政を進めてまいります。</p> <p>また「こども誰でも通園制度」は、実施する事業者において、実施方法、利用可能枠及び受入人数など、各施設の実情に合わせた内容で実施することが可能となっておりますが、市として、事業実施を通じた課題等を検証し、国に改善要望するとともに、保護者や保育者等から御意見を聞き取りながら、こどもの成長のために、より良い制度になるよう取り組んでまいります。</p>	D
14	<p>「民営化計画（改訂版）」案で述べているように、少子化や保護者の就労形態の多様化などの社会情勢の変化や災害等非常事態への対応など、多くの課題がある中、公立保育所の果たす役割がますます重要になっています。加えて、国や自治体からの不十分な「子ども・子育て支援新制度」では、民間の保育所が十分な運営ができるものではありません。</p> <p>公立・民間保育園を合わせたの保育士の配置基準、施設の在り方の検討こそ、急務であり、民営化計画を進めるのではなく、保育行政の充実をすすめるべきです。それこそ盛岡市のやるべきことです。</p>	<p>公立保育所の役割については、近年の保育環境の変化を踏まえた災害等非常事態への対応や、少子化が進む地域における保育提供体制の確保、公立保育所の施設の老朽化対策や、職員の処遇などについて、喫緊の課題と捉えておりますが、解決には時間を要することから、第5次民営化実施計画期間中において、保育関係者の意見を丁寧に聞きながら、課題を整理するとともに、公立保育所のあり方も含め、方針を検討してまいります。</p> <p>また、保育士の配置基準の見直しを始めたとした保育行政の充実については、中核市市長会等を通じて、国に引き続き要望するとともに、盛岡市私立保育所協会等の意見を伺いながら、保育施設の安定的な運営や保育環境の維持向上のため、必要な支援に取り組んでまいります。</p>	D

※複数人からいただいた意見のうち、同様の意見はまとめています。